

## さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加について

### 1. どうぶつ基金 さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の概要

地域の理解や協力を得て、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理する「地域猫活動」を実施する地域団体が飼い主のいない猫に対し、「さくらねこ TNR 活動（Trap／捕獲し、Neuter／不妊去勢手術を行い、Return／元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする。）」を実施することで、繁殖を防止し、地域猫として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動であり、公益財団法人どうぶつ基金が地域猫の不妊去勢手術費等を全額負担する。その際、行政においては、当該事業に賛同し参加することで、活動団体に対し、どうぶつ基金に手術費用無料チケットの申請をするなどの支援を行う。

### 2. 当該事業参加への背景・経緯

H30年度 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金創設  
（野良猫の繁殖を抑え、住環境保全を目的に実施）

R3年12月議会 どうぶつ基金（無料チケット行政枠）への参加について要望あり  
（「どうぶつ基金については地域の理解が不可欠である地域猫に関する事業であると認識し、地域猫への理解を得るための方策の一つとして、他団体の状況も踏まえながら、前向きに検討して参りたい。」と答弁した。）

### 3. 事業の効果

- ①人と動物の共生を図るとともに、飼い主のいない猫への餌付け等不適切な取扱いにより生じた糞尿等の住環境被害や住民トラブルを防止することができる。
- ②不妊手術により猫の繁殖の防止、糞尿の臭いやさかりの鳴き声が軽減する。
- ③地域の理解と協力を得たうえで実施する活動であるため、地域に地域猫活動への認知と理解が広がる。
- ④TNR活動をする者にとって、地域に活動仲間が増えることになる。
- ⑤無責任な給餌活動を減らすことができ、適切な給餌や排泄物の処理により清潔の保持が期待できる。
- ⑥町の予算を伴わず、どうぶつ基金からのチケットのみで事業実施できる。

### 4. 事業実施方法

地域猫活動の内容及び公益財団法人どうぶつ基金の活用による地域猫活動を行う者に対する本町の支援に関し必要な事項を定めた「熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱」を制定し、それに基づき実施する。

### 5. 要綱の概要

#### (1) 地域猫活動

地域住民が主体となって、もしくは地域住民が賛同して行う活動で、自ら定めたルールに基づき地域猫の不妊手術を施し、その地域において給餌、排泄物等の処理及び周辺の清掃等の適正管理により徐々に被害を減らす活動であり、また、新たな飼い主を探すとともに

にその飼い主には屋内飼養の徹底等適正飼養の普及啓発に努める活動とする。

## (2) チケット交付対象

地域猫活動を実施する団体で、次のいずれにも該当する団体とする。

- ① 常に地域での地域猫活動の説明や地域住民への理解と協力を得る取組に努めるとともに活動者の氏名、住所及び連絡先を開示するなど地域猫活動に起因する苦情等に適切に対応できる体制であること。
- ② 同一世帯員ではない地域住民2人以上（ただし、その管理する地域猫が10頭以上の場合にあつては3人以上）の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成していること。但し、住民がいない地域の場合はその土地の所有者等の同意を得ていること。
- ③ 地域猫活動を行う地域にいる地域猫の状況を把握していること。
- ④ 団体自らのホームページ、SNS等電子媒体を有する場合は、チケットを受けて行うTNR活動情報を公開するものであること。

## (3) チケット利用の流れ

- ① **活動の届出**（様式第1号「交付団体届出書」、地域猫活動範囲・給餌トイレ場所示す地図等の提出）

↓

- ② **交付申請**（様式第2号「さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書」の提出）

↓

- ③ **審査**

↓

- ④ **交付決定**（様式第3号「さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書」の交付）

↓

- ⑤ **チケット交付**

↓

- ⑥ **活動報告**（様式第5号「さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書」、写真（手術前後の処置部分・全身の写真、地域猫活動中の写真等の提出）

## (3) 免責について

地域猫活動の実施及び飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた問題は、地域猫活動団体またはその構成員が誠実に対応し、処理することとする。

## 6. 近隣状況参加状況 ※（ ）内は独自補助制度の有無です。

R3.2月～ 阪南市（補助金なし）

R3.4月～ 岸和田市（補助金なし）・貝塚市（補助金あり）・泉佐野市（補助金あり）

R4.10月～ 田尻町（補助金あり）

R4.11月～ 岬町（補助金なし）

R5.4月予定 泉南市（補助金 R5.4月予定）

## 7. 今後のスケジュール

令和5年4月1日 要綱施行

## 熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、人と動物が共生する地域住民の快適な生活を実現するため、飼い主のいない猫への餌付け等不適切な取扱いにより生じた住環境被害や住民トラブルを防止し、地域猫を適切に管理する地域猫活動について、その内容及び本町が行う支援（公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」により本町が取得した「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」（以下「チケット」という。）の交付）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）さくらねこ 不妊手術を終えたことが判別できるように手術時に耳先をさくらの花びらのようにVカット（さくら耳）（以下「識別処置」という。）をした猫をいう。
- （2）地域猫 地域住民の認知と理解、協力が得られている飼い主のいない猫をいう。
- （3）地域住民 飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化などの被害を受けている地域に居住する住民をいう。
- （4）TNR活動 地域猫活動のうち、地域猫を捕獲（T r a p）し、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動をいう。
- （5）不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合せて不妊手術という。

### （地域猫活動）

第3条 地域猫活動とは、地域住民が主体となって、もしくは地域住民が賛同して行う次のいずれにも該当する活動をいう。

- （1）飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、自ら定めたルールに基づきこれらの地域猫の不妊手術を施し、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動
- （2）給餌、給水、排泄物の処理及び周辺清掃等の適正管理を継続的に行い、徐々に被害を減らしていく活動
- （3）里親による飼養を斡旋する等、新たな飼い主を探すとともに、その飼い主には屋内飼養の徹底等、適正飼養の普及啓発に努めることを目的とした活動

### （交付対象）

第4条 チケットの交付を受けることができる者は、地域猫活動を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1）常に地域での地域猫活動の説明や地域住民への理解と協力を得る取組に努めるとともに活動者の氏名、住所及び連絡先を開示するなど地域猫活動に起因する苦情等に適切に対応できる体制であること。
- （2）同一世帯員ではない地域住民2人以上（ただし、その管理する地域猫が10頭以上の場合にあっては3人以上）の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成していること。但し、住民がいない地域の場合はその土地の所有者等の同意を得ていること。
- （3）地域猫活動を行う地域にいる地域猫の状況を把握していること。
- （4）団体自らのホームページ、SNS等電子媒体を有する場合は、チケットを受けて行うTNR活動情報を公開するものであること。

(交付対象外)

第5条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の地域猫
- (2) 飼い猫にする予定の地域猫
- (3) その他チケットの利用が適当と認められない地域猫

(地域猫活動の届出)

第6条 チケットの交付を受けようとする団体は、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付団体届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動地域の範囲、給餌及び飼い主のいない猫用トイレの場所を示す周辺地図
- (2) その他町長が必要であると認める書類

(申請)

第7条 チケットを利用しようとする者は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までにさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第9条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付の取消し及びチケット返還通知書(様式第4号)により通知し、チケットの交付決定の全部もしくは一部を取り消し、既に交付したチケットの全部もしくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他町長が必要と認めたとき。

(地域猫活動報告)

第10条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、定められた期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象個体の手術前の全身写真及び識別処置予定部分が判別できる写真
- (2) 対象個体の手術後の全身写真及び識別処置部分が判別できる写真
- (3) 対象個体を含めた地域猫活動中の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(免責)

第11条 地域猫活動の実施及び地域猫に対する不妊手術に関連して生じた問題は、当該地域猫活動団体またはその構成員が誠実に対応し処理することとし、本町はこれについて一切の責任を負わないものとする。

(施行細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体届出書

年 月 日

熊取町長 様

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第6条の規定により、裏面の条件に同意のうえ、次のとおり届出ます。

代表者を含む活動者数	名
活動者の住所 氏名 電話番号	
活動者の住所 氏名 電話番号	
活動者の住所 氏名 電話番号	
活動者の住所 氏名 電話番号	
主たる活動地域	場所
	<input type="checkbox"/> 居住者のない地域等の場合、土地の所有者等の同意を得ている
管理する猫の頭数	頭
団体ホームページ等 URL	

※活動者とは給餌の場所、トイレの設置場所の提供等地域猫活動に賛同して参加、協力する地域住民を含みます。

【添付書類】

- ・地域猫活動地域の範囲、給餌及び地域猫用トイレの場所を示す周辺地図

（裏面につづく）

## 【届出の条件】

- 「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、地域住民が主体となり飼い主のいない猫を適切に管理する「地域猫活動」の目的と内容を理解したうえで活動を実施すること。
- 「地域猫」への給餌については、エサの放置等を行うことなく、適切に管理すること。
- 「地域猫」用のトイレを設置し、清掃を適切に実施すること。
- 「地域猫」は全て不妊手術を実施すること。
- 地域住民などへの説明を十分に行い、地域の理解や協力を得て、地域猫活動を行える体制であること。
- 「地域猫活動」により生じたトラブル等については、活動者の氏名、住所及び連絡先の開示について了承のうえ、活動者と地域で解決すること。
- 「地域猫活動」が長期間できるよう活動に係る人員の確保に努めること。
- 地域猫へ餌を与えるマナーについて別途定めたものを参考に必要なルールを決めて取り組むこと。
- 団体自らのホームページ、SNS等電子媒体を有する場合は、チケットの交付を受けてTNR活動情報を公開すること。

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

熊取町長 様

団体の名称  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

なお、裏面の記載事項については、これを確認のうえ、同意します。

記

1. 主な捕獲場所 \_\_\_\_\_
2. 申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚
3. 使用期限 \_\_\_\_\_ 月末分

〈特記事項〉

※公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数の交付ができない場合があります。

※希望する協力病院で、不妊手術ができない場合があります。

（裏面につづく）

**【同意・誓約事項】**

地域猫の捕獲、病院への搬送等は、申請団体が責任をもって行います。

チケットの使用に当たり、生じた第三者への損害等及び第三者からの苦情等への対応は、申請者が責任を持って対応し、町に対して一切の迷惑をかけません。

チケットは、熊取町内に生息する地域猫のみに使用します。

誤って対象外の猫を手術させないように、地域への周知と対策を行います。

地域猫活動の実施、以後の給餌及び排泄物の処理及び周辺の清掃等については近隣住民などへの説明を十分に行い、地域の理解や協力を得ながら行います。



様式第3号（第8条関係）

熊環第 年 月 日  
号

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

住 所  
代表者名 様

熊取町長

年 月 日付で交付申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請について、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

交付枚数 \_\_\_\_\_ 枚

（注意事項）

- (1) チケットおよびチケット使用権を譲渡、転売、第三者への再々配分等を行うことは認められません。
- (2) チケットを使用して TNR を行う場合、何人からも物品や金銭を受け取ることは認められません。
- (3) チケットは有効期間を過ぎると無効になります。
- (4) 妊娠中の猫は墮胎させてください。

様式第4号（第9条関係）

熊環第 年 月 日 号

さくらねこ無料不妊手術チケット交付の取消し及び

チケット返還通知書

住 所  
代表者名 様

熊取町長

年 月 日付 熊環第 号で決定したさくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知について、次のとおり決定の取消しを行いましたので通知します。

記

決定の取消し内容	年 月 日 熊環第 号
	交付取消枚数 枚
決定の取消し理由	
備 考	交付したチケットを 年 月 日までに返還すること。

様式第5号（第10条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

熊取町長 様

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第10条の規定により報告いたします。

記

1. 交付枚数 \_\_\_\_\_ 枚

2. 利用枚数 \_\_\_\_\_ 枚 内訳 オス \_\_\_\_\_ 頭 メス \_\_\_\_\_ 頭

3. 返却枚数 \_\_\_\_\_ 枚

4. 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	捕獲場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

添付書類

- (1) 対象個体の手術前の全身写真及び識別処置予定部分が判別できる写真
- (2) 対象個体の手術後の全身写真及び識別処置部分が判別できる写真
- (3) 対象個体を含めた地域猫活動中の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類